

ワシントン条約の概要

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)

(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

1. 目的

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る。

2. 経緯

1973年 3月3日 採択(ワシントン(米国))

1975年 7月1日 発効

1980年11月4日 我が国について効力発生

3. 締約国

182か国及びEU(2016年9月現在)

4. 締約国会議(COP: Conference of Parties)

通常2~3年に1回開催。附属書改正提案(proposals to amend Appendices)は、出席し、かつ投票する締約国(賛成・反対票の合計)の3分の2以上の賛成で可決。

5. 主たる規制内容と対象水棲動物種

| | 附属書 I | 附属書 II |
|---------|--|---|
| 掲載基準 | 絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの | ・現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種 ・附属書掲載種の取引を効果的に取り締まるために規制が必要な種(類似種) |
| 主な掲載水棲種 | 鯨類(ミンククジラ等) モンクアザラシ ジュゴン ウミガメ アジアアロワナ シーラカンス 等 | 鯨類(附属書 I 以外) ヨゴレ(Oceanic whitetip shark) シュモクザメ類(Hammerhead sharks) ニシネズミザメ(Porbeagle) オニイトマキエイ類(Manta spp.) ジンベイザメ(Whale shark) ホホジロザメ(Great white shark) ウバザメ(Basking shark) ピラルクー タツノオトシゴ(Seahorse) ヨーロッパウナギ 等 |
| 規制内容 | 商業目的の国際取引及び公海での漁獲物の水揚げの禁止 (学術目的の取引も厳重に管理され、 ①科学的助言に基づく輸出国発給の輸出許可書、②輸入国発給の輸入許可書が必要) | 商業目的の国際取引及び公海での漁獲物の水揚げも可能 (輸出国発給の輸出許可書が必要(発給には、①合法的に漁獲された証明と②種の存続に影響を与えない証明(NDF)が必要) |

注: 我が国は附属書 I の鯨類の多くと附属書 II の下線の種を留保(附属書 I は II に、II は規制なしとの扱いとなる。)